

河内長野市立東中学校いじめ防止基本の方針

平成26年 4月1日 施行

令和 7年 4月1日 改正

Ⅰ 目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

河内長野市立東中学校（以下、「本校」という。）においては、これまでも、いじめは決して許されない行為であるとの認識のもと、いじめの防止と対策などにあたってきたところである。

このたび、いじめ防止推進対策法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の施行を受けて、本校においては、法第13条の規定に基づき、「河内長野市いじめ防止等基本方針」（以下「市基本方針」という。）を踏まえて、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として「河内長野市立東中学校いじめ防止基本方針」をここに制定する。

Ⅱ いじめの防止のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

上記のいじめの定義を踏まえ、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである、との認識をもって、対応にあたる。

ただし、「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

(2) いじめの防止に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめの防止の対策に教職員一丸となって取り組んでいく。

- すべての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにする。

- すべての子どもがいじめを行わず、及び他の子どもに対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが子どもの心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深める。
- いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭、市その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。

(3) いじめの防止等に関する基本的考え方

① いじめの防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、本校区すべての子どもを対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、どの子どももいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、9か年にわたる継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、すべての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力をはぐくむ観点が必要である。加えて、すべての子どもが安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、すべての大人が連携し、子どものささいな変化に気づく力を高めることが必要である。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、本校独自の全生徒アンケート調査や全学年でのカウンセリングなどの計画的な実施により、いじめの早期発見にあたることが重要である。

③ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員のみで対応せず、学年主任、生徒指導主事、教頭を通じて校長へ報告し、いじめ不登校対策委員会による情報共有のもと、

学校としての組織的な対応を行う。

いじめられた子どもに対しては、必ず守り通すという姿勢を明確にして、子どもの心の安定を図りながら対応する。また、いじめた子どもには、いじめられた子どもの苦痛を理解させ、いじめが人間として行ってはいけない行為であることが自覚できるように指導する。その際、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分説明のうえ、適切な連携を図ることが不可欠である。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、教職員の見えないところでいじめが続いていたり、解決はしたが、心のケアが必要なケースもあると考えられることから、注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うこと、さらには進級などによる引継ぎも適切に行っていくことが大切である。

3 いじめ防止のための対策の内容

(1) いじめ防止の対策のための組織

本校においては、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、「河内長野市立東中学校いじめ不登校対策委員会」（以下「本校対策委員会」という。）を設置する。

構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、支援教育コーディネーター、通級担当、スクールカウンセラー、関係教職員とする。

<本校対策委員会の活動内容は次のとおりとする>

- 学校基本方針に基づく実施計画、マニュアル、チェックリスト等の作成または承認を行う。
- いじめの防止等の対策のための各年度の年間計画の作成・実行・検証等を行う。
- いじめ不登校等について週1回程度情報共有を行うとともに、相談・通報の窓口となる。
- アンケート調査結果を回収し、共有する。
- いじめ事案が発生した場合の事実確認や対応策等の検討を行う。
- 教職員の資質向上のための校内研修を行う。

(2) いじめの防止に関する取り組み

① いじめの防止

- いじめに向かわせないための取り組みとして、生徒会活動を通じ、子どもが自主的にいじめの問題について考え、議論する等の機会をつくる。

- 子どもがいじめに向かわない心の育成のために、
「いのちを大切にし、お互いの人格を尊重すること」を目標として、
主に「道徳」や「総合的な学習の時間」などを活用し、
各学年の年間指導計画を策定し、学校全体で計画的に取り組む。
- 居心地のよいクラスづくりを行うために、行事や協同学習を通じ、
お互いを認め合える集団となるよう、効果的な取り組みを行う。
- いじめの防止の対策にかかる教職員の資質の向上を図るため、研修会に積極的に
参加するとともに、いじめ不登校対策委員会の主催により校内研修を行う。

② いじめの早期発見

- いじめの早期発見のため、本校独自のすべての子ども対象のアンケート調査や
カウンセリングを、学期に1回程度行い、子どもがいじめを訴えやすい体制をとり、
いじめの実態把握に取り組む。
- 日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、
子どもが示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- アンケート調査やカウンセリング等において、子どもが自ら SOS を発信することは、
子どもにとって多大な勇気を要するものであることから、
子どもからの相談に対しては、必ず迅速に対応することを徹底する。

③ いじめへの対処

- 事実確認の調査、その後の対応、改善指導など、本校としてのいじめに対する
対処にあたっては、「いじめ・不登校対応マニュアル」及び市教育委員会作成の
「いじめ緊急対応マニュアル（さ・し・す・せ・そ）」をもとに、
個々の事案の内容を踏まえて、いじめ不登校対策委員会を中心に、適切に対応する。
- いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先させる。
- いじめを見ていたり、同調したりした子どもの中にも様々な思いを抱えている
生徒がいること、いじめをはやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」
や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている子どもに
とっては孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させ、当事者だけの問題
ではなく、いじめが起こった集団一人ひとりの課題であることを認識させていく。
- いじめの問題に関する指導記録を作成し、進級にあたっての校内での状況共有を
図るとともに、転校や進学にあたっては、個人情報にも留意しながら、
適切な引継ぎに努める。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、

その他関係機関との連携を行う。

- 学校の教職員が、いじめにかかる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得る。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

1. いじめにかかる行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為

（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

2. 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえる。

④ ネット上のいじめへの対処

インターネットの特殊性による危険を十分理解したうえで、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。そのため、教職員や生徒はもちろん、保護者に対しての継続的な研修が必要である。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態と規定している。

一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

上記第１項の例として、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- 等が予想される。

また、第２項の「相当の期間学校を欠席すること」とは、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合は、これにかかわらず、学校又は教育委員会の判断で調査に着手することが必要である。

さらに、重大事態の対処にあたっては、いじめを受けた生徒や保護者からの申し立てがあったとき、学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生の提供及び報告

学校は、調査により明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。

また、重大事態が発生した場合及びその調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。

(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為がいつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることが大切である。また、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

１．いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査実施を行う。

２．いじめを受けた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

当該生徒の保護者からの要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し調査に着手する。